■ 活力のある地域社会に向けて、問題点の整理

すでに数多くの議論や今までの内容からも明らかなように、地域社会の活性化については、それぞれの地域内で幅広く活動している既存の地縁団体である地域活動協議会(町内会)の存在を抜きには考えられない。

すでに大阪でも地域活動協議会を中心とした「青色防犯パトロール」や「小、中学校との連携した防災訓練」や区役所・警察との協働での「防犯パトロール」など生活環境の向上や街の安全など様々な取り組みもできてきている。

昨今では、地域を法人化して積極的にCB・SBに取り組み、自主財源の確保を図る地域もあり、当初目指した地域力向上の方向性は、的を射たものと確信する。

問題としては、このような地域発展の事例が出来ているにも関わらず、今なお活動が 限定的であり、拡大させるアクションも図られていないことである。

地域活動の現場最前線で、活動を通じ住民が感じている、疑問点や改善点、対策 などは、概ね次の通りである。

- ① 地域活動協議会では、各地域振興町会(各町会の連合会)を中心として多様な団体の参加を促し団体同士の水平的な協議や、情報の共有などを図り協議会の位置づけを明確にしておく必要があるが、出来ていない。
- ② 地縁団体とNPOなどの市民活動団体は、地域発展のためお互いが理解し、共通の目的で協力する必要があるが、、互いの特性が理解できていない
 - *地縁団体は歴史もあり主体的な活動は出来るが、活動範囲が限定的
 - *市民活動団体は範囲に束縛されることなく、又活動範囲も随時に拡張できる
- ③ 協議会では、今後ネットワーク化にも取り組む必要があり事務局的な組織作り が不可欠であるが、この点、組織内の人材では確立困難な団体が多数である。
- ④ 地域活動協議会の不活性化の理由として、行政側から求められる活動範囲の拡大や活動の「質」に対し、地域組織内での組織力の脆弱性や多様な業務内容に対する「スキル不足」、担い手そのものの不足等が主な原因と考えられる。
- ⑤ 地域支援目的での助成金については、依然として縦割りのヒモ付きが多く運用 を図る上での無駄な使い方や使い勝手の悪さから余分な調整等が必要となり、 使われ方にも、本来の目的にそぐわない事例もある。

■ 地域活性化に向けた取り組みとしての地域支援

前項での問題点から「地域活性化の支援」には、自治体と地域団体との「あり方」が、問われており、双方にではあるが、「組織上の問題・人材の不足・担い手不足」などで、特に自治体側での、「地域を理解し熟知」した職員不足が問題となる。

- ① 地域活動協議会がその活動を継続し実践を積み重ねることは「住民自治」が「団体自治」を規定することとなり、行政支援の到達点ともいえる。 その為に、今行政としてしなければならない事は、資金面での支援よりも 地域が自立した活動が出来るように、その組織体制の確立を図る方向が望ま しいと考える。
- 地域 地域組織体制の確立には、自治体からの幅広い支援スキームが必要となるが、 特に支援のソフト面で問題が生じている。

支援する自治体側に求められるだけの「人材」と「能力」を持った適任者不足 (*参照)が大きな原因である。

又、自治体側組織が縦割りの為、決定や判断に齟齬が発生しているだけでなく 自治体側支援員自身が地域との板挟みとなり過度な負担が生じている。 各区役所などには、区長をトップとした地域自治復活の横断型スキームの確立 が地域側からも求められている。

- * 参照 支援員に求められること (地域内各団体に対する調整力・財源や資金調達などの営業力・地域発展のための「マネジメント」力・情報の収集、発信などの企画力等)
- ② そのうえで、各行政区では、地域ごとのニーズを把握してアクションプランを 作成するとともに、到達の目標と、タイムテーブルを設定することとする。、 この過程では、短期的な目標と将来を見据えた長期展望を立て腰を据えた支援 を具体的戦略とする必要がある。

尚、策定した活動プランを有効にするためには、5年程度の「予算や職員」 の配分や固定が必要で、前例のないような地域の分権を進める必要がある。

次回審議会での審議の参考とするため、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて本市が 取り組むべき方策」についてのご意見や、知っておられる事例等がありましたら、次の欄にご記入く ださい。

ださい。	
テーマ	~コミュニティへの参画および発展寄与~
等	株式会社マンダムにおけるCSR推進活動例
ご意見	
事例等	株式会社マンダムのCSR推進活動について、ISO26000の7中核主題の一つである
	「コミュニティへの参画および発展寄与」を中心にお話させていただければと存じておりま
	す。
	なお、当日は、下記の弊社ウェブサイト情報をスクリーンに投影しながら、ご説明させてい
	ただくことができましたら幸いです。
	http://www.mandom.co.jp/csr/
	http://www.mandom.co.jp/csr/src/community.html
	http://www.mandom.co.jp/csr/src/society_education.html
	http://www.mandom.co.jp/csr/src/society_exchange.html
	http://www.mandom.co.jp/csr/latestinfo/2016.html
	他

次回審議会での審議の参考とするため、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて本市が 取り組むべき方策」についてのご意見や、知っておられる事例等がありましたら、次の欄にご記入く ださい。

テーマ等 委託等の事業を協働で進めるときの進め方について ご意見 ・行政が真に取り組むべき案件(民では採算がとれないが、社会にとって必要とされる もの)と地域や市民活動団体へ委託する業務の仕分けをしっかりする必要がある。一度 事例等 仕分けをしてから、その後見直しが行われていない。やはり、定期的に見直す必要があ る。 ・市民活動団体と行政が協働で相互評価する仕組みを審議会の提言を受けて作成した が、その後形骸化されている。近年は、行政からの一方的な評価を多いように思われる。 行政が市民活動団体を評価すると同時に市民活動団体が行政を評価する機会もしっか りと設け、お互いの対等性を担保すべきである。 ・本庁と区役所間含め、行政内の協働の推進が停滞しているように思われる。特に本庁 と区役所間での責任の所在が不明確になっていることが増加している。 ・委託案件に関して、企画・仕様に前年度の意見や外部からの声を反映させる必要があ る。近年特に仕様書への意見反映の度合いは低下しているように思われる。 ・事業審査の審査員の質にバラつきがある。また、外部審査員の意見を100%反映す る場合もあれば、行政側の意見が多分に反映されることもあり、外部審査員と行政側の 審査ウェイトがかなりばらついている。 ・審査員を1年ごとに交代させることに問題がある。やはり、前年度の提案や実績を踏 まえて今年度の審査を実施するほうがよい審査ができる場合もある。単なる癒着による リスクマネジメントのみを考慮するのであれば、それは偏りがある意見だと考える。 ・私自身数多くの審査員を受けているが、事業終了後に担当者から審査員への最終報告 を過去一度も受けたことがない。当日の議事録で必ず審査員の最終報告をするように記 載しても、もらってもないのが現状である。審査員は氏名を公表されるにも関わらず、 最終の結果も知らせず責任を取れというのは、あまりにも無責任ではないか思う。 ※以上ことからこれまでの審議会でさまざまな意見が提示されてきたが、最終現場ま でその考えが浸透されていないことに強い憤りを感じる。

次回審議会での審議の参考とするため、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて本市が 取り組むべき方策」についてのご意見や、知っておられる事例等がありましたら、次の欄にご記入く ださい。

テーマ 地域活動協議会の支援のあり方について

ご意見 事例等

쑄

多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の実現として(1)地域活動協議会を核とした自律した地域運営の支援があげられているが、地域活動協議会が各区で立ち上げられて一定期間(3~4年)が過ぎ、大阪市が目指す形と現状とがどうなっているかの見直しができているか。また現在の補助金のあり方や中間支援組織の役割についての整理が必要ではないか。

・HP に掲載されている、

社会的ビジネス化事例

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000266/266478/27.pdf コミュニティビジネス/ソーシャルビジネス起業事例

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000268/268796/CBSB27.pdf

それらの事業によって、どのように地域資源の循環による継続的な地域活動の促進が達成されているのか等がわかりづらい。区役所から列挙された事業を安直に掲載しているよう思われる。これらの事業が、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて取り組んだものであれば、しっかりとその効果を中間支援組織と行政で検証し、本当に必要な事業であれば、継続するための手立てを講ずるべきである。

地域活動協議会の形成がスタートしてから、一定期間が経過した中での分析、評価、見直しが必要である。特に、地域活動協議会は地域活動を行う「行政的機能を有する団体」とあるが、本当にその機能として役割を果たしているのか検証が必要である。

地域活動協議会の支援には、地域以外にも多様な主体の協働が必要だと記載されているが、それを取りまとめる中間支援組織の基盤が脆弱である。多様な主体は、集めるだけでは協働にならず、そこには必ずコーディネートが必要である。しかし、そのコーディネート役を果たす中間支援組織に対する評価が低いと同時に不公平な評価を受けたと感じることが多い。もちろん、中間支援組織自体の実力不足も否めないが、そこには適正な評価がなされて次のステップに進める部分も大きい。地域を活性化するためには、やはり行政と中間支援組織がお互いに是々非々で議論した上で、しっかり協働して支援に取り組むべきである。

次回審議会での審議の参考とするため、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて本市が取り組むべき方策」についてのご意見や、知っておられる事例等がありましたら、次の欄にご記入ください。

アーマ等 認定NPO法人について ご意見 ・認定NPO法人用の掲載必須の条項を記載した個人用の確定申告の説明書類は、こちらで作成したものだけでわかりやすい行政が発行した説明書等は、ない。ふるさと納税と比較し、不親切である。 ・同じく、法人用の確定申告の説明書もあればよいが、寄附を推進するのにもコンテンツがなにもなく、情報普及もふるさと納税に対し、不親切である。これでは、認定NPO法人を取得しても寄附が集まる環境の推進となるとは言い難い。

※以上のことから寄付文化を醸成が必要だと思われるが、一方でふるさと納税が、民業 圧迫で市民活動に寄付がまわらない状態になっている。

首長が指定した団体にふるさと納税をまわせる仕組みがあると聞いたことがありますので、市長が積極的に市民活動団体にふるさと納税がまわるように関与していただきたい。

- ・返礼などの基準事例が内閣府のWEBサイトに掲載しているが、わかりづらい。 所轄庁(大阪市)に具体的な事例を相談した際に(例えば、イベントで寄附・協賛金の企業の名称をパワーポイントで映し出すのは広告となるか?)前例がないので、判断できないと回答をだった。どこまでが返礼の範囲となるのか、規定する必要がある。各認定NPO法人も、バラバラに返礼を設けている状況が見受けられる。
- ・認定NPO法人の領収証の発行について、様式、掲載要件、発行について 当初、所得税用、市民税用、大阪府3号条例用と分けて発行していたが、 大阪府4号条例取得後、1枚でよいとわかった。過去3年分はすでに発行済で 質問してはじめてわかった。
- ・認定NPO法人の事業年度後の提出書類の部数の変更・方法 (表紙は持参し、コピーを控でもらう) について特に連絡がなかった。

※認定NPO法人に対する行政からの情報提供が不足しているように思われる。認定NPO 法人と行政との意見交換の場を設ける等の情報共有の場を設けるべきである。

大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて 本市が取り組むべき方策についての提案

增用裕子 (201677)

テーマ	市民に地域社会づくりを他人事にさせない仕掛けづくりとは
提案	●私の提案 「活力ある地域社会づくりに必要なこと→地域社会づくりを自分ごとに できる人を増やすこと」
	●方策、施策は十分なのでは・・? 市民活動推進審議会(第27回)次第の資料3・4にあるように、大阪市を取り巻く状況、めざす姿。前審議会からの提言を取り入れながらされている大阪市の取り組みで十分。
	●問題点はどこにあるのか、 大阪市を取り巻く状況、めざす姿、そのために何をすべきかを私たち "市民"がどれだけ自分ごととしてとらえるか、とらえさせられるか、 にある。
	●地域社会って自分ごとと捉えてもらうようなしかけづくり 例えば、地域社会をつくっているのは、市民一人ひとりであることを 実感してもらえるような「例え話」の挿入。 例①:地域コミュニティの機能低下→あなたは家族と会話しています か?考えていることがわかっていると思いますか?それがご近所さんに 置き換えるとどうですか?など *コニュニティの機能低下で自分が困れば、機能アップを図るはず、自 分が困ると認識することが自分ごとへの近道
	 ●地域社会づくりに参画してもらうために大切なことはそれが自分にとってメリットがあると思ってもらうこと。一伝道者とタイミングー ①はじめの一歩を踏み出せる人とであうこと そのための参加のきっかけづくりは効率が悪いように見えても、やはりキーパーソンの一本釣り。そこから地道に共感者を増やしていくやり方がやはり成功する。(メリットの伝道者) ②タイミングも大事他地域で災害が起こったあとの防災訓練や近隣地域で起こった犯罪直後のパトロールは自分ごととして捉えやすい。
	以上を提案いたします。